

随意契約理由書

工事名：堺泉北港 堺3区 堺10号上屋外廃液処理設備撤去工事

大浜埠頭の特種上屋においては、輸入青果物等に対し植物防疫法に基づく燻蒸・廃液処理を行っています。堺10号上屋及び堺13号上屋においては燻蒸の際、猛毒であるシアンガスを使用しており、ガスの発生から排出までの過程において、ガスの流出等による人的被害が発生しないよう施設の機能を適正に維持し、安全かつ確実な燻蒸・廃液処理を行っていく必要があります。

現在、燻蒸で生じた廃液処理は外部委託しており、廃液処理設備を使用していないことや建設以降48年が経過し老朽化が進んでいることから、今回、不要となった当該廃液処理設備の撤去を行います。

燻蒸・廃液処理設備は製作メーカー固有の技術を採用した電気制御システムにより一体的に運転制御していることや、燻蒸・廃液処理設備は建屋内に輻輳していること、また撤去する廃液処理設備内には薬液が残留していることから、既存の燻蒸設備を機能維持しながら安全に廃液処理設備を撤去するためには、燻蒸・廃液処理システム及び各機器の構造に精通していることが必要であり、併せて製作メーカーのみが有する固有の技術やシステム情報の詳細な設計資料及び専門知識が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該燻蒸・廃液設備の設計、製作、据付を行った日立プラント建設株式会社から全ての事業を継承し維持管理を実施している株式会社日立プラントサービス関西支店以外に本工事を遂行できるものがないことから、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社日立プラントサービス関西支店でなければ施工できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。